

議案第61号

令和2年度北名古屋市国民健康保険特別会計に係る歳計剰余金の処分について

次のとおり令和2年度北名古屋市国民健康保険特別会計に係る歳計剰余金を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2ただし書の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

令和2年度北名古屋市国民健康保険特別会計に係る歳計剰余金のうち、85,770,382円を国民健康保険事業財政調整基金に編入する。